

(4) 審査内容

提案内容の審査については、応募団体の指定申請等書類及びヒアリングの内容を基に、選定委員会において、選定基準〔別紙〕に掲げる評価項目ごとに評価を行い、次の審査基準により候補者として選定しました。

<p>【第1審査基準】 総配点合計の6割（基準点）を超えかつ最も多くの委員が最も高い採点をした団体を候補者とする。</p> <p>【第2審査基準】 最も高い採点をした委員数が同数となり、第1審査基準により候補者が決しない場合は、当該団体のうち総計得点の最も高い団体を候補者とする。 ※ 第1審査基準を優先的に適用するため、総計得点が上回っていても候補者として選定されない場合があります。</p>
--

8 選定結果の概要

【第1審査基準】

最も高い採点をした委員の人数	社会福祉法人 向学会	A
	5	0

【第2審査基準】

選定基準	配点	委員数	総配点	社会福祉法人 向学会	A
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	36	34
施設の効用を最大限発揮できる能力を有していること	95	5	475	303	289
施設の管理経費の縮減が図られること	5	5	25	15	15
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	80	5	400	299	245
市の施策への貢献が期待できること	10	5	50	32	32
総 計	200	5	1,000	685	615
基 準 点	—	—	600		

9 講評

はちのこ学級及びはちのこ第2学級は、本市小郡小学校区において、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切

に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ、(別紙)指定管理者候補者選定基準に基づき検討し、審査しました。

社会福祉法人向学会は、児童福祉事業として放課後児童クラブのほか、複数の認可保育所の運営実績があり、乳幼児期から小学校就学への接続や配慮が必要な児童への支援についてノウハウを備えていることから、きめ細やかな利用者対応が期待できます。

特に、これまでの児童福祉事業の経験を踏まえた児童理解があり、児童の成長や発達等について専門的な視点を持たれている点が評価されました。

また、既に小郡小学校区内で運営しているはちのこ第3学級においても、学校や地域と連携を図りながら保育に努められていることから、一体的に安定した学級運営が期待できます。

以上のような点を踏まえ、審査基準に従って社会福祉法人向学会をはちのこ学級及びはちのこ第2学級の指定管理者の候補者として選定します。

別紙 指定管理者候補者選定基準

評価項目		評価の視点	審査書類	評点	
大項目	小項目				
(1) 平等な利用を確保することができるものであること		・利用申込にあたり一部の利用者に対して正当な理由なく利用を拒んだり、優遇するおそれはないか。	事業計画書 1. (3)	10点	
(2) 施設の効用を最大限に発揮できる能力を有していること	指定管理者に応募した動機	・事業運営に対する姿勢は意欲的か。 ・施設の公益性を認識しているか。	事業計画書 1. (1)	5点	
	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の運営目的を反映した運営方針となっているか。 ・児童一人一人の特性や保護者の意向を反映させる運営方針となっているか。	事業計画書 1. (2)	15点	
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	年間計画	・年間を通して児童の遊びと生活の場として機能する計画となっているか。	事業計画書 2. (1)	15点
		平日の活動内容	・放課後の児童の過ごし方として適切な内容となっているか。	事業計画書 2. (2)	10点
		土曜日・長期休業中の活動内容	・1日の児童の過ごし方として、適切な内容となっているか。	事業計画書 2. (3)	10点
		支援の必要な児童への対応	・支援の必要な児童の受け入れ、対応は適切に行えるか。	事業計画書 2. (4)	15点
		児童の衛生管理、体調管理	・感染症予防、熱中症対策、食中毒防止のための取組がなされているか。	事業計画書 2. (5)	15点
地域・学校・その他関係機関との連携が図られていること	・地域の実情に応じた地域連携事業の取組がなされているか。	事業計画書 2. (6)	10点		
(3) 施設の管理経費の縮減が図られること		・経費縮減が図られているか。 ・経費の積算は適切になされているか。	収支予算書	5点	
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	安定した運営を行うための財政的基盤	・応募者の財務状況は健全であるか。	財務諸表	10点	
	日常の事故防止や防犯、防災対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯、防災対策が取られているか。 ・事故、災害、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	事業計画書 3. (1) 3. (2)	10点	
	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制となっているか。 ・ごみ減量、エネルギー削減等環境に対する配慮はなされているか。	事業計画書 3. (3)	10点	
	保護者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・適切に対応できる苦情処理体制がとられているか。 ・利用者からの要望対応が適切に実施できるか。	事業計画書 3. (4)	10点	
	職員体制は基準に沿って人員を配置していること	・安定的な運営が可能となる人員配置となっているか。	事業計画書 4. (1) 4. (2)	10点	
	人材育成のための取り組みが	・研修計画や人材育成方針に沿った取組がな	事業計画書	15点	

	なされていること	されているか。	4. (3)	
	同種施設、類似施設での運営実績があること	・放課後児童クラブ、その他児童福祉施設の運営実績があるか。	児童福祉事業の実績	15点
(5) 市の施策への貢献が期待できること	市の施策を踏まえた事業提案があること	・事業者独自の取組みが市の施策へ貢献しているか。 ・放課後児童クラブだけではなく、高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援などについて連携した取組みが提案されているか。	事業計画書 5.	10点
			合計	200